

飼い主のいない猫の繁殖制限について

1. 現状

動物愛護管理法は、動物所有者等の責務（第7条）、多頭飼育者の周辺的生活環境保全にかかる措置義務（第25条）、犬及び猫の所有者の繁殖制限の責務（第37条）など、猫を含む動物について所有者等による管理を原則としている。しかし、猫に所有者の管理が及んでいない事例があることは社会的にある程度認識されてきているところであり、近年、都市部を中心に飼い主のいない猫がみだりに繁殖し、生活環境の被害や近隣トラブルが生じる例が見られる。他方、これらの問題について、地域住民が合意のもとに猫を管理する自主的な取組など一部の取組は成果をあげている。なお、環境省も「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」において地域猫活動を紹介している。

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 以下略

第二十五条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺的生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、前二項の規定による勧告又は命令に関し、必要な協力を求めることができる。

第三十七条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認めるときは、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

2 都道府県等は、第三十五条第一項の規定による犬又はねこの引取り等の際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

2. 主な論点

- ・引き続き地域猫活動などの取組を推進していけば良いか。新たな対策があるか。

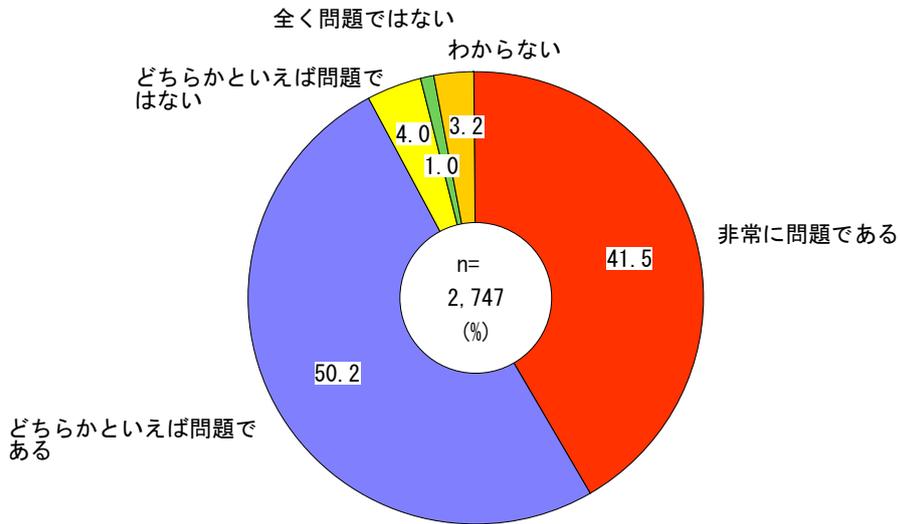
3. 参考資料

- 飼い主のいない猫等について都道府県等アンケート調査結果
- 住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン
- 猫の保護（愛護）及び管理に関する要綱等の概要

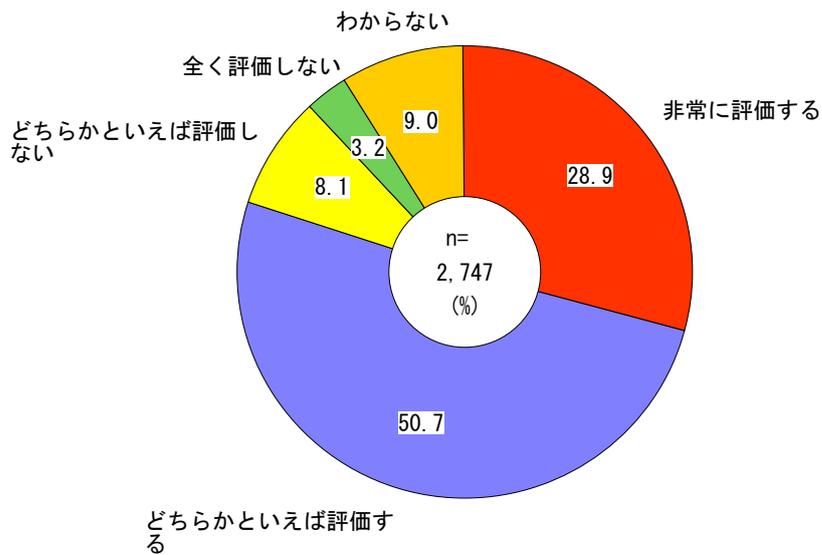
飼い主のいないねこに関するアンケート調査の結果について

平成 23 年に、一般市民を対象に、インターネット集計によるアンケート調査を実施した。

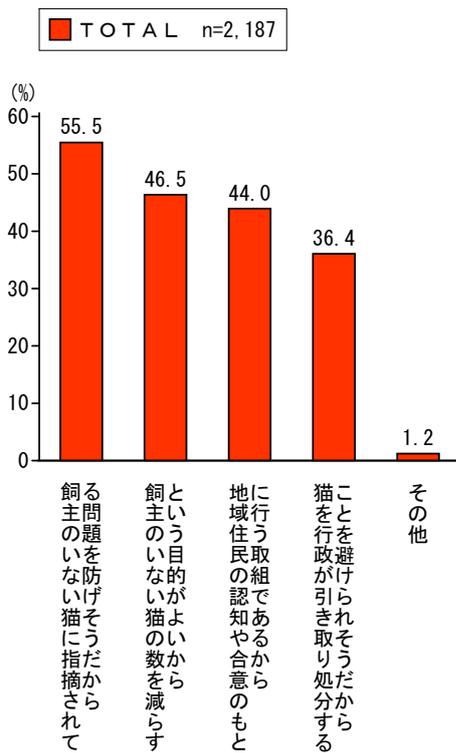
○飼い主のいないねこに関する社会的問題について



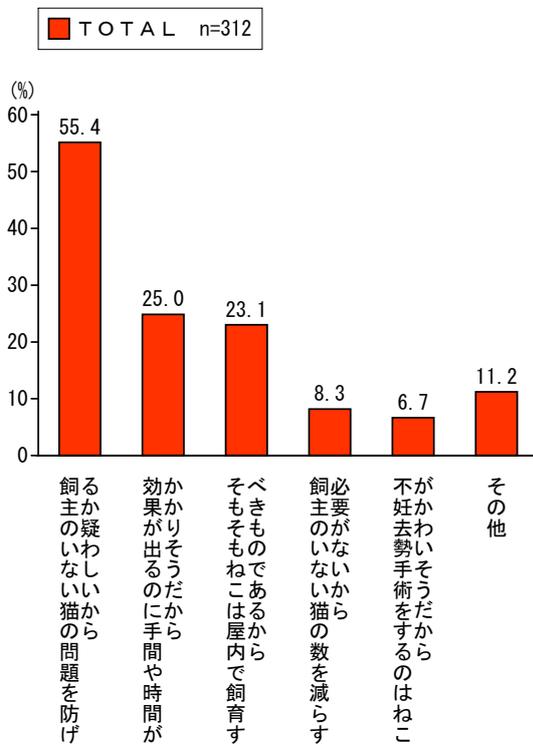
○「地域猫」の取組に対する評価



○「地域猫」の取組を評価する理由



○「地域猫」の取組を評価しない理由



○都道府県等アンケート調査の結果

取組状況等の実態把握のため、全国 106 自治体を対象としたアンケートを行い、83 自治体から回答があった。この結果は以下のとおりである。

①猫に関する苦情件数と、このうち飼い主がいない猫に関する苦情件数

平成 12 年度から平成 21 年度までの期間について、自治体が、毎年集計している猫に関する苦情件数（年間）と、このうち飼い主がいない猫に関する苦情の件数（年間）を調査した。ここで「飼い主がいない猫に関する苦情」とは、猫に関する苦情に関する統計のうち、飼い主のいない猫が原因となっている可能性が高い内容の苦情であると各自治体が判断した項目で（項目ベースの判断であるため、実際には飼い猫による苦情が含まれている可能性がある）、例えば「捨て猫」、「糞・尿」、「鳴き声」、「屋内侵入」、「いたずら」、「田畑荒らし」などが典型である。

猫に関する苦情件数については 81 自治体（平成 21 年度の数値を回答した自治体数）から回答があり、このうち飼い主がいない猫に関する苦情件数についても回答があったのは 53 自治体（平成 21 年度の数値を回答した自治体数）であった（表 2-5-1）。

猫に関する苦情件数と飼い主がいない猫に関する苦情件数の両方を回答した自治体について結果をみると、この 10 カ年ほど継続して、猫全体に関する苦情件数のうち約半分（平成 21 年度は 51.6%）を飼い主がいない猫に関する苦情が占めている（下図、表 2-5-1）。

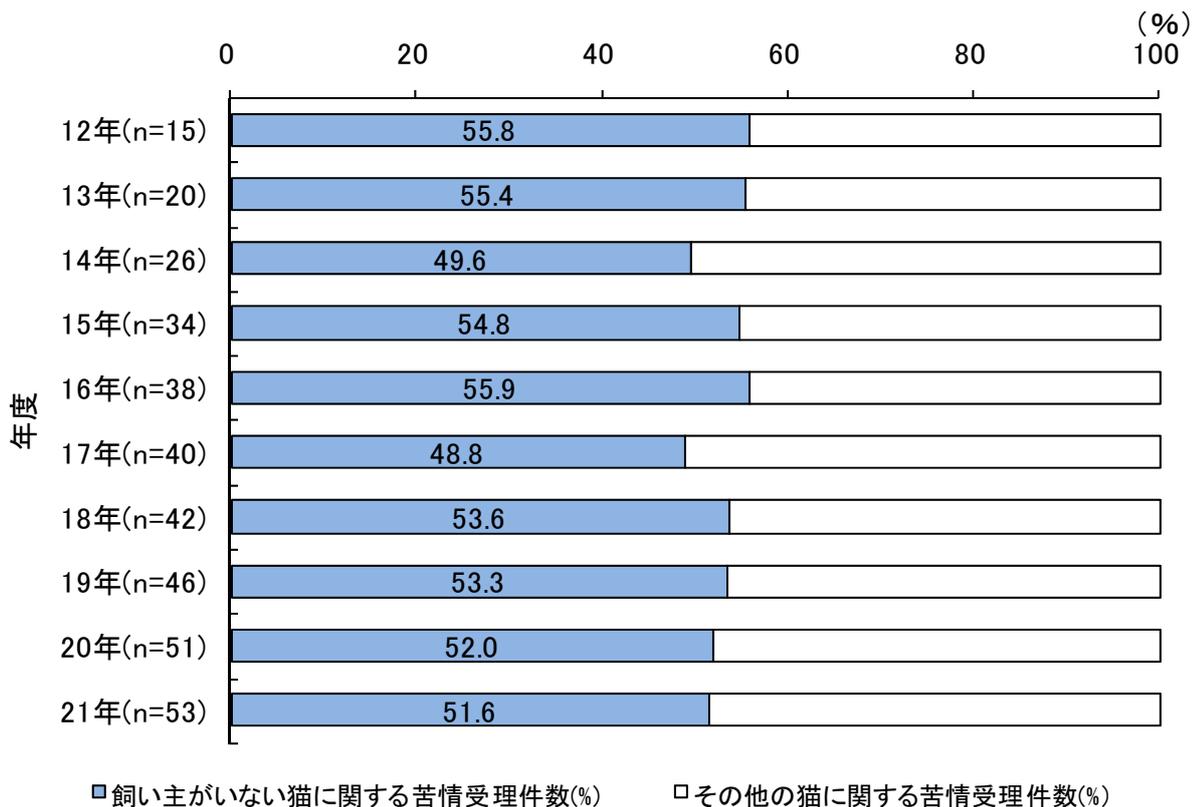


表 2-5-1 猫に関する苦情件数

【全体】	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
苦情総件数	32,334	43,031	53,389	64,432	58,443	63,721	71,213	69,434	84,997	83,110
回答自治体数	33	42	52	64	68	70	71	74	79	81

平均件数	979.8	1024.5	1026.7	1006.8	859.5	910.3	1003.0	938.3	1075.9	1026.0
------	-------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	-------	--------	--------

【飼い主がいない猫に関する苦情件数を出した自治体での猫全体に関する苦情件数】

苦情総件数 (A)	19,914	25,611	34,671	44,179	40,053	43,134	48,629	46,602	62,858	61,073
回答自治体数	15	20	27	34	38	40	42	46	51	53
平均件数	1327.6	1280.6	1284.1	1299.4	1054.0	1078.4	1157.8	1013.1	1232.5	1152.3

【飼い主がいない猫に関する苦情件数を出した自治体での、飼い主のいない猫に関する苦情件数】

苦情総件数 (B)	11,107	14,179	17,201	24,199	22,383	21,058	26,064	24,859	32,676	31,496
回答自治体数	15	20	26	34	38	40	42	46	51	53
平均件数	740.5	709.0	661.6	711.7	589.0	526.5	620.6	540.4	640.7	594.3

【猫に関する苦情件数全体に占める飼い主のいない猫に関する苦情割合】

苦情割合 (B/A)	55.8%	55.4%	49.6%	54.8%	55.9%	48.8%	53.6%	53.3%	52.0%	51.6%
------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

注：年度ごとに回答自治体数が異なるため、件数の推移をみる場合には注意が必要である。

②飼い主のいない猫に関する苦情の内容

飼い主がいない猫に関する苦情件数を出した自治体について、その苦情内容の構成比をみる。苦情の内容に関して類似する項目をまとめた上で、平成12年～21年度の各年度についてまとめると下図と表2-5-2のとおりである。

飼い主のいない猫の存在そのものに関する苦情（捨て猫・野良猫、捕獲保護依頼、引き取り依頼）の割合が多い。

また、飼い主のいない猫による直接的・具体的被害（糞尿・悪臭、鳴き声、家屋田畑侵入荒らし）もある程度あるが、特に「糞尿・悪臭」の割合が多い。

さらに、飼い主のいない猫に対して人が反応・行動することへの苦情も一定割合みられ、飼い主のいない猫に肯定的な反応・行動である「餌やり」、否定的な反応・行動を含む「虐待・負傷」に対して、それぞれ一定の苦情があり、特に近年は「餌やり」への苦情の割合が増加している。

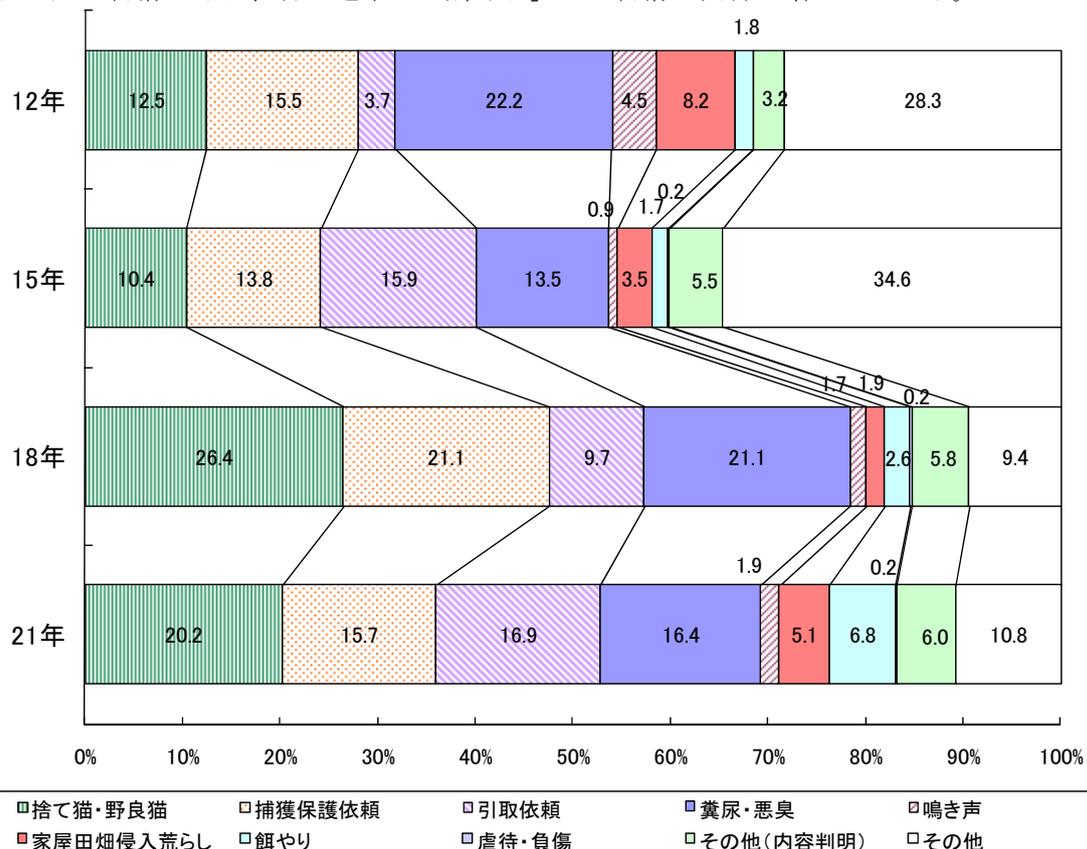


表 2-5-2 飼い主のいない猫に関する苦情の内容(飼い主がいない猫に関する苦情件数を出した県市分)

		12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
件 数	捨て猫・野良猫	1,345	1,441	2,270	2,352	5,927	4,260	6,406	5,554	5,845	5,791
	捕獲保護依頼	1,667	2,666	2,812	3,788	3,316	5,614	6,176	4,977	4,746	4,946
	引取依頼	402	431	589	3,603	3,270	2,517	2,354	2,477	5,434	4,837
	糞尿・悪臭	2,386	2,921	4,303	3,401	3,480	3,756	5,415	4,890	5,410	4,918
	鳴き声	479	414	562	256	351	195	427	364	451	558
	家屋田畑侵入荒らし	878	914	972	978	1,008	984	706	717	1,501	1,555
	餌やり	193	197	309	633	507	617	845	1,062	1,297	2,205
	虐待・負傷	0	0	31	37	82	54	45	89	77	46
	その他(内容判明)	345	415	416	1,241	1,524	1,142	1,413	1,621	1,650	1,721
	その他	3,038	4,396	4,848	7,845	2,228	1,764	2,280	1,531	3,471	3,084
	合 計	10,733	13,795	17,112	24,134	21,693	20,903	26,067	23,282	29,882	29,661
N 数 (自 治 体 数)	捨て猫・野良猫	7	8	12	14	17	19	22	23	26	27
	引取依頼	7	8	11	18	18	18	19	19	20	20
	捕獲保護依頼	1	1	1	3	3	3	3	3	5	5
	糞尿・悪臭	12	16	21	25	30	33	35	38	41	43
	鳴き声	10	13	15	20	23	25	26	27	27	29
	家屋田畑侵入荒らし	9	11	14	17	22	26	28	35	43	45
	餌やり	3	3	4	7	9	10	10	11	14	16
	虐待・負傷	0	0	1	1	2	2	2	2	3	4
	その他(内容判明)	5	5	5	8	9	11	11	10	10	12
	その他	1	2	5	6	10	10	12	15	17	18
構 成 比 (%)	捨て猫・野良猫	12.5	10.4	13.3	9.7	27.3	20.4	24.6	23.9	19.6	19.5
	捕獲保護依頼	15.5	19.3	16.4	15.7	15.3	26.9	23.7	21.4	15.9	16.7
	引取依頼	3.7	3.1	3.4	14.9	15.1	12.0	9.0	10.6	18.2	16.3
	糞尿・悪臭	22.2	21.2	25.1	14.1	16.0	18.0	20.8	21.0	18.1	16.6
	鳴き声	4.5	3.0	3.3	1.1	1.6	0.9	1.6	1.6	1.5	1.9
	家屋田畑侵入荒らし	8.2	6.6	5.7	4.1	4.6	4.7	2.7	3.1	5.0	5.2
	餌やり	1.8	1.4	1.8	2.6	2.3	3.0	3.2	4.6	4.3	7.4
	虐待・負傷	0.0	0.0	0.2	0.2	0.4	0.3	0.2	0.4	0.3	0.2
	その他(内容判明)	3.2	3.0	2.4	5.1	7.0	5.5	5.4	7.0	5.5	5.8
	その他	28.3	31.9	28.3	32.5	10.3	8.4	8.7	6.6	11.6	10.4
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

③飼い主がいない猫問題への一般的な対策について

平成20年度から21年度の間、飼い主のいない猫問題に対応するために講じた一般的な対策（個別の案件への対応ではなく問題全般への対応を目的としたもので、制度の創設・運用や事業の実施をいう）を回答した自治体は76自治体である。一般的な対策別の自治体数と割合は表2-5-3の通りである。

パンフレット等の物的手段による普及啓発や情報提供（57自治体、75%）、里親探しや譲渡会の開催（26自治体、34%）、相談回答の人的手段による普及啓発や情報提供（18自治体、24%）といった事業が多い。調査の実施（16自治体、21%）、行政計画への位置付け（17自治体、22%）、不妊去勢手術への助成金制度の創設（16自治体、21%）等もある程度見られる。条例や規則の制定・運用、適正飼育ガイドラインなど指針の策定・運用、合意形成の調整・支援などの対策は、いまだ多くの自治体で講じられているわけではない。

表2-5-3 飼い主がいない猫への一般的な対策（複数回答、自治体数、n=76）

自治体が講じた一般的な対策		自治体数	割合
ア	飼い主のいない猫の実態を把握するための調査の実施	16	21%
イ	給餌等を制限する条例や規則の制定・運用	1	1%
ウ	行政計画への位置づけ・運用	17	22%
エ	適正飼育ガイドラインなど指針の策定・運用	8	11%
オ	パンフレット等の物的手段による普及啓発・情報提供を行う事業の実施	57	75%
カ	相談会・講習会の開催など人的手段による普及啓発・情報提供を行う事業の実施	18	24%
コ	不妊去勢手術などへの助成金制度の創設	16	21%
サ	行政による不妊去勢手術の実施	4	5%
シ	里親探し、譲渡会を開催する事業の実施	26	34%
ス	地域住民などの組織化、その他合意形成の調整・支援を行う事業の実施	9	12%
ソ	その他	11	14%

注：「キ」～「ケ」は欠番。

④飼い主がいない猫問題への対策事案のうち顕著な改善がみられる事案について

平成20年度から21年度の間、行政や民間の主体が飼い主のいない猫による問題への個別の対策（個別の事案への対策で、地域住民や民間活動等の自主的な取り組みも行政指導や助成金の交付などの行政による取り組みも含む）を行い顕著な改善がみられる代表的な事案に関しては、23自治体から37事案について回答があった。この状況は以下のとおりである。

まず、顕著な改善のみられる事案における具体的な被害内容をみると、悪臭などによる周辺住民の生活環境上の被害（20自治体、87%）や無秩序な数の増加による周辺住民の不快感（18自治体、78%）が多い、また餌やり行為などによる住民同士のトラブル（14自治体、61%）も問題となっている（表2-5-4）。

表 2-5-4 具体的被害内容（複数回答、自治体数、n=23）

具体的な被害内容		自治体数	割合
ア	無秩序な数の増加による周辺住民の不快感	18	78%
イ	アレルギーなど周辺住民の健康上の被害	2	9%
ウ	伝染病や寄生虫などの動物の健康上の被害	2	9%
エ	悪臭、鳴声、ゴミあさりなどによる周辺住民の生活環境上の被害	20	87%
オ	餌やり行為などにもなう住民同士のトラブル	14	61%
カ	その他	1	4%

次に、顕著な改善がみられる事案にかかる個別の対策の主体と内容についてみると（23自治体が回答）、主体としては当事者である地域住民（14自治体、61%）、市町村行政（15自治体、65%）、都道府県行政（8自治体、35%）が多く、その他ボランティア団体や獣医師団体の関与はそれほど多くない。対策の内容としては「不妊去勢手術などの繁殖制限」が最も多く（16自治体、70%）、このほか「苦情処理など問題事案の実態把握」（13自治体、57%）、「不適切な給餌等の行為への行政指導」（10自治体、43%）、「地域における飼育者・管理者の特定」（10自治体、43%）など、いずれも行政が中心となって進める対策が多い。ただし、「トイレの設置」（9自治体、39%）、首輪などによる個体の把握・管理（9自治体、39%）、「給餌場所の限定など給餌の制限」（8自治体、35%）、「地域住民などの組織化その他合意形成の調整・支援」（8自治体、35%）といった、いわゆる「地域猫」の活動に含まれるような対策も一定程度見られる。（表 2-5-5、2-5-6）

表 2-5-5 対策の主体（個別の対策）（複数回答、自治体数、n=23）

対策の主体（個別の対策）		自治体数	割合
ア	当事者である地域住民	14	61%
イ	動物愛護団体・ボランティア団体	6	26%
ウ	獣医師団体	2	9%
エ	市町村行政	15	65%
オ	都道府県行政	8	35%
カ	その他	6	26%

表 2-5-6 対策の内容（個別の対策）（複数回答、自治体数、n=23）

対策の内容（個別の対策）		自治体数	割合
ア	首輪などによる個体の把握・管理	9	39%
イ	不妊去勢手術などの繁殖制限	16	70%
ウ	食べ残しや排泄物などの掃除	7	30%
エ	給餌場所の限定など給餌の制限	8	35%
オ	トイレの設置	9	39%
カ	柵や忌避物の設置など侵入防止措置	5	22%
キ	苦情処理など問題事案の実態把握	13	57%
ク	不適切な給餌等の行為への行政指導	10	43%

ケ	地域における飼育者・管理者の特定	10	43%
コ	里親探し、譲渡会の開催	6	26%
サ	地域住民などの組織化、その他合意形成の調整・支援	8	35%
シ	不妊去勢手術への助成金等の交付	5	22%
ス	その他の対策への助成金等の交付	1	4%
セ	その他	7	30%

また、こうした個別の対策をバックアップするものとして（主に都道府県や市町村行政による）一般的な対策の運用が期待されるが、当該事案への対応にあたり用いられた一般的な対策としては（20自治体が回答）、「パンフレット等の物的手段による普及啓発等」（14自治体、70%）が多い。このほか、「地域住民などの組織化その他合意形成の調整・支援」（4自治体、20%）、「実態を把握するための調査の実施」（3自治体、15%）、「相談会等の人的手段による普及啓発等」（3自治体、15%）、「不妊去勢手術などへの助成金制度の創設」（3自治体、15%）も多くはないが一定数挙げられており、こうした一般的な施策が個別の事案への対応（例：条例、計画、指針の運用、事業実施）にあたって、ある程度機能していることがわかる（表2-5-7）。これらの一般的対策の主体としては市町村行政が中心となっている（表2-5-8）。

表2-5-7 対策の内容（一般的な対策）（複数回答、自治体数、n=20）

対策の内容（一般的な対策）		自治体数	割合
ア	飼い主のいない猫の実態を把握するための調査の実施	3	15%
イ	給餌等を制限する条例や規則の制定・運用	0	0%
ウ	行政計画への位置づけ・運用	1	5%
エ	適正飼育ガイドラインなど指針の策定・運用	2	10%
オ	パンフレット等の物的手段による普及啓発・情報提供を行う事業の実施	14	70%
カ	相談会・講習会の開催など人的手段による普及啓発・情報提供を行う事業の実施	3	15%
コ	不妊去勢手術などへの助成金制度の創設	3	15%
サ	行政による不妊去勢手術の実施	1	5%
シ	里親探し、譲渡会を開催する事業の実施	2	10%
ス	地域住民などの組織化、その他合意形成の調整・支援を行う事業の実施	4	20%
セ	その他の対策への助成金制度の創設	0	0%
ソ	その他	2	10%

注：「キ」～「ケ」は欠番。

表2-5-8 対策の主体（一般的な対策）（複数回答、自治体数、n=18）

対策の主体（一般的な対策）		自治体数	割合
ア	都道府県	8	42%
イ	市町村	14	74%
ウ	その他	5	26%

以上のような顕著な改善がみられる事案における対策のうち、特に有効であったと対策として挙げた自治体数が多いのは（22自治体が回答）、個別の対策としては、「不妊去勢手術などの繁殖制限」（10自治体、45%）と行政が主体となって行う「不適切な給餌等への行政指導」（7自治体、32%）である。表2-5-6で示した実施件数（23自治体が回答）を参考にすると、実施のある自治体の相当数（6~7割）が、これらの対策が有効であったと認識している。他方、いわゆる「地域猫」の活動に含まれる対策のうち、「掃除」、「トイレの設置」、「侵入防止措置」などの物理的な対応については有効性を認めるは少ないが、対策の基盤となる「地域住民などの組織化、その他合意形成の調整・支援」は、実施した自治体の相当程度（約6割）が有効性を認識している。（表2-5-9）

次に、当該事案における一般的な対策の有効性についてみると（18自治体が回答）、「パンフレット等の物的手段による普及啓発等」（7自治体、39%）が多い。少なくとも他の手段がそれほど講じられていない状況の下では、いわば「地道な」方法であるが、対策の必要性その他の情報を当事者に伝える普及啓発・情報提供が有効であると認識されているようである。より踏み込んだ対策としては、「地域住民などの組織化、その他合意形成の調整・支援を行う事業」（4自治体、22%）や「不妊去勢手術などへの助成金制度」（3自治体、17%）も一定数の回答があり、表2-5-7で示した実施件数（23自治体が回答）を参考にすると、これらを実施した自治体の全てが有効と認めている。（表2-5-10）

表 2-5-9 特に有効な対策（個別の対策）（複数回答、自治体数、n=22）

特に有効な対策（個別の対策）		自治体数	割合	（参考） 表 2-5-6
ア	首輪などによる個体の把握・管理	2	9%	9
イ	不妊去勢手術などの繁殖制限	10	45%	16
ウ	食べ残しや排泄物などの掃除	1	5%	7
エ	給餌場所の限定など給餌の制限	1	5%	8
オ	トイレの設置	2	9%	9
カ	柵や忌避物の設置など侵入防止措置	1	5%	5
キ	苦情処理など問題事案の実態把握	1	5%	13
ク	不適切な給餌等の行為への行政指導	7	32%	10
ケ	地域における飼育者・管理者の特定	0	0%	10
コ	里親探し、譲渡会の開催	1	5%	6
サ	地域住民などの組織化、その他合意形成の調整・支援	5	23%	8
シ	不妊去勢手術への助成金等の交付	2	9%	5
ス	その他の対策への助成金等の交付	0	0%	1
セ	その他	5	23%	7

表 2-5-10 特に有効な対策（一般的な対策）（複数回答、自治体数、n=18）

特に有効な対策（一般的な対策）		自治体数	割合	（参考） 表 2-5-7
ア	飼い主のいない猫の実態を把握するための調査の実施	2	11%	3
イ	給餌等を制限する条例や規則の制定・運用	0	0%	0
ウ	行政計画への位置づけ・運用	1	6%	1
エ	適正飼育ガイドラインなど指針の策定・運用	1	6%	2
オ	パンフレット等の物的手段による普及啓発・情報提供を行う事業の実施	7	39%	14
カ	相談会・講習会の開催など人的手段による普及啓発・情報提供を行う事業の実施	2	11%	3
コ	不妊去勢手術などへの助成金制度の創設	3	17%	3
サ	行政による不妊去勢手術の実施	1	6%	1
シ	里親探し、譲渡会を開催する事業の実施	2	11%	2
ス	地域住民などの組織化、その他合意形成の調整・支援を行う事業の実施	4	22%	4
セ	その他の対策への助成金制度の創設	1	6%	0
ソ	その他	4	22%	2

注：「キ」～「ケ」は欠番。

⑤飼い主がいない猫問題への対策事案のうち特に改善が難しい事案について

平成 20 年度から 21 年度の間、行政や民間の主体が飼い主のいない猫による問題への個別の対策（個別の事案への対策で、地域住民や民間活動等の自主的な取り組みも行政指導や助成金の交付などの行政による取り組みも含む）を行った特に改善が難しい代表的な事案については、45 自治体から 98 事例の回答があった（一部の回答は複数の事例をまとめているが、この場合も 1 事例として扱った）。この状況は以下のとおりである。

特に改善が難しい事案に関し、最も多くの事例で対策を講じる上での障害となっているのは当事者の反対・非協力であり（72 事例、68%）、周辺住民の反対・非協力（26 事例、22%）も多い。また、対策の必要性の説明が難しいこと（30 事例、29%）、対策の有効性・合理性の説明が難しいこと（22 事例、22%）も多く挙げられており、このほか法令上の制約（29 事例、29%）も対策の障害として認識されている。（表 2-5-11）

これらの事柄が障害となった具体的な事情を見ると、まず、問題の当事者に関しては、不適正な餌やりに対する指導・説得に応じない、理解されない、従わないといった事情と、その背景に情緒的な理由や倫理観などがあることが多く挙げられており、対応の難しさが浮き彫りになっている。周辺住民に関しても、被害を理由に捕獲・処分を強硬に求める、考え方の異なる住民同士の対立などが挙げられている。いわゆる「地域猫」については、単なる餌やりとの混同や、取組の基礎となる人間関係の欠如などが障害となっているようである。また不妊去勢などの繁殖制限については、費用負担や猫が住み続けることへの反発が非協力の理由となっているようである。（表 2-5-12）

また、対策の必要性や有効性・合理性について、上述のような当事者や周辺住民の反対・非協力の中で、必要性が容易に理解されない、取り組んでも効果がすぐに表れず、または有効性が明らかでないから取組に着手できないという点が問題となっている。このことが当事者や周辺住民の協力が得られない背景として作用しているようである。（表 2-5-12）

さらに、法令上の制約としては、不適正な餌やり等について強制力のある規制の根拠がなく指導に頼らざるを得ないこと、また行政が猫を捕獲・抑留する権限がないことなどが挙げられている。上述のように当事者や周辺住民の協力が得られない状況の中では、不適正な餌やりの是正を行うにしても、やむを得ず引取りを進めるにしても、強制力のある手法がとれないことで手詰まりに陥るケースがあるようである。（表 2-5-12）

表 2-5-11 改善が難しい事案における対策の障害（複数回答、事案数、n=98）

対策の障害		事案数	割合
ア	対策への当事者の反対・非協力	72	68%
イ	対策への周辺住民の反対・非協力	26	22%
ウ	対策への動物愛護団体の反対・非協力	4	3%
エ	対策への自治体内部での反対・非協力	4	3%
オ	対策へのその他の主体	3	2%
カ	対策への第三者のただ乗り捨て猫の増加など	13	9%
キ	対策の必要性の説明の難しさ	30	29%
ク	対策の有効性・合理性の説明の難しさ	22	22%
ケ	対策にかかる予算上の制約	8	6%
コ	対策にかかる法令上の制約	29	29%
サ	その他	12	12%